

手順1 基本調査の結果による判断

手順2 適切なケアマネジメントによる判断
(ア・オの場合のみ)

- ア 車いす及び車いす付属品
(二) 日常生活範囲における移動の交換が特に必要と認められる者
- オ 移動用リフト
(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報、福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断する。

「該当する」と判断された場合は、
【町への連絡・届出】
必要ありません

～手順1・2の判断の流れ～



対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ (告示で定める福祉用具が必要な状態像)	厚生労働大臣が定める者のイに 該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する基本調査なし →居宅介護支援事業者等が判断(※手順2)
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常におきあがり困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)※	次のいずれかに該当する者 (一) 日常におきあがり困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当する基本調査なし →居宅介護支援事業者等が判断(※手順2)
カ 自動排泄処理装置	次のいずれかに該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」